

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会保育士修学資金貸付等貸付要領

（目的）

第1条 この要領は、次の各号に定める事業（以下「本事業」という）を実施し、栃木県内（以下「県内」という。）の保育人材の確保を図ることを目的とする。

(1) 保育士修学資金貸付事業

指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金を貸し付ける事業

(2) 保育補助者雇上費貸付事業

保育士の業務負担を軽減するため、保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という。）の雇い上げに必要な費用を貸し付ける事業

(3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者（以下「潜在保育士」という。）で未就学児を持つ者が保育士として勤務を希望する場合、また産後休暇又は育児休業から復帰する場合、当該保育士の未就学児の子どもの保育料の一部を貸し付ける事業

(4) 就職準備金貸付事業

潜在保育士が就職準備に必要な費用を貸し付ける事業

（保育士修学資金貸付事業）

第2条 前条第1号の「保育士修学資金貸付事業」の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

(1) 貸付対象者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）に在学する者

(2) 貸付期間は、養成施設に在学する期間。ただし、2年間を限度とする。

(3) 貸付額は、月額50,000円以内とする。ただし、貸付けの1年次の初回に入学準備金として200,000円以内を、卒業時に就職準備金として200,000円以内をそれぞれ加算することができるものとする。また、貸付申請時に生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にある世帯を含む。）の者であって、養成施設に入学し、在学する者については、養成施設に在学する期間の生活費の一部として、1月あたり貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内の加算をすることができるものとする。

(4) (3)の貸付を受けていない最終学年の者に、就職準備金として200,000円以内を貸し付ける。

（保育補助者雇上費貸付事業）

第3条 第1条第2号の「保育補助者雇上費貸付事業」の貸付対象、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

(1) 貸付対象は特に保育士の業務負担軽減に資する取組を行っている施設又は事業所であって、以下のいずれかの要件を満たす施設又は事業者として社会福祉法人栃木県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が適当と認める者。

ア 新たに保育補助者の雇い上げを行う以下の施設又は事業（以下「保育所及び幼保連携型認定こども園等」という。）の事業者。ただし、(ii)及び(iii)は、児童福祉法第

34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたものに限る。

- (i) 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園（地方公共団体が運営するものを除く。）
 - (ii) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
 - (iii) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
 - (iv) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」の別添「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業（第4条1号ア（ix）において「企業主導型保育事業」という。）を行う者
- イ 特に保育士の業務負担を軽減する取組を行っている、上記アの（i）～（iv）の施設又は事業所であって、会長が適当と認める者
- (2) 貸付期間は、保育補助者が貸付けを受ける保育所及び幼保連携型認定こども園等に勤務する期間。ただし、当該保育所及び幼保連携型認定こども園等に勤務を開始した日から起算して3年間を限度とする。
- (3) 年額2,953,000円以内とする。ただし、貸付申請日の属する年度の4月1日における常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が2割以上の施設又は事業所において、貸付けにより保育補助者を2人雇い上げる場合、年額2,215,000円以内を加算し、貸付額を年額5,168,000円以内とすることができるものとする。なお、貸付けに当たっては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の事業により、その雇上に係る経費が交付される者の雇い上げに係る費用を除くこととする。

（未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業）

第4条 第1条第3号の「未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業」の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

- (1) 貸付対象者は以下のいずれかの要件を満たす者。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要すること。
- ア 未就学児を持つ保育士であって、県内の以下に掲げる施設又は事業所（以下「保育所等」という。）に新たに勤務する者で、当該未就学児が保育所等に入所することが決定している者
- (i) 児童福祉法第7条に規定する保育所
 - (ii) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
 - ・ 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
 - ・ (iii)に定める「認定こども園」への移行を予定している施設
 - (iii) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する「認定こども園」
 - (iv) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
 - (v) 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
 - (vi) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第

34条の12第1項の規定による届出を行ったもの

(vii) 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設

(viii) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設

(ix) 企業主導型保育事業

イ 県内の保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であって、産後休暇又は育児休業から復帰する者で、当該未就学児が保育所等に入所することが決定している者

(2) 貸付期間は、未就学児を持つ保育士が県内の保育所等に勤務する期間。ただし、当該保育所等に勤務を開始した日又は産後休暇若しくは育児休業から復帰した日から起算して1年間を限度とする。

(3) 貸付額は未就学児の保育料の半額とし、月額27,000円を上限とする。

（就職準備金貸付事業）

第5条 第1条第4号の「就職準備金貸付事業」の貸付対象者、貸付額及び貸付回数は次のとおりとする。

(1) 貸付対象者は以下の要件のいずれも満たす者。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要すること。また、保育士修学資金貸付における就職準備金の加算を受けた者を除く。

ア 以下に掲げる施設若しくは事業を離職した者又は当該施設若しくは事業に勤務経験のない者。ただし、(ii)から(iv)は、児童福祉法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたものに限る。

(i) 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園

(ii) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

(iii) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

(iv) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

(v) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

イ 県内の保育所等に新たに勤務する者。ただし、新規卒業者にあつては、就労するため県外から転入してきたものに限る。

(2) 貸付額は、貸付けを受けようとする者が会長に提出した利用計画書及び職歴報告書に記載された額と200,000円以内のいずれか少ない方の額とする。加算額は別に定める。

(3) 貸付回数は同一の貸付対象者につき1回限りとする。

（貸付利子）

第6条 貸付金は、無利子とする。

（連帯保証人）

第7条 本事業による貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。

2 連帯保証人は、独立の生計を営む成年の者とする。

3 連帯保証人は、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

4 貸付けを受けた者が連帯保証人を変更しようとするときには、会長に承認を受けなけ

ればならない。

（貸付けの申込、契約）

第 8 条 会長は、貸付けの申請があった場合は、その内容を審査し、貸付けの可否を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

2 前項による貸付決定通知書の交付を受けた者は、連帯保証人と連署した貸付契約書又は借用証書に貸付決定通知書の交付を受けた者及び連帯保証人の印鑑証明を添えて会長に提出するものとする。

（貸付金の交付）

第 9 条 第 1 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号による貸付金の交付は、口座振替の方法により月決めにより交付する。

2 第 1 条第 4 号による貸付金の交付は、一括して口座振替により交付する。

（貸付契約の解除及び貸付けの休止）

第 10 条 会長は、本事業による貸付けを受けた者が貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

2 会長は、本事業による貸付けを受けた者が貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

3 契約が解除されたときは、会長は解除されたときまでに交付されていない貸付金を交付しないものとする。

4 会長は、以下に掲げる事由に至った場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月の分まで修学資金等の貸付けを行わないものとする。

（1） 保育士修学資金貸付事業

貸付けを受けた者が休学し、又は停学の処分を受けたとき。

（2） 保育補助者雇上費貸付事業

保育補助者が疾病その他の理由により休職したとき。

（3） 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

貸付けを受けた者が疾病その他の理由により休職したとき。

（返還債務の当然免除）

第 11 条 会長は、本事業による貸付けを受けた者が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、貸付けに係る返還の債務を免除するものとする。

（1） 保育士修学資金貸付事業

ア 養成施設を卒業した日から 1 年以内に保育士登録を行い、県内の別表に定める従事先施設等において児童の保護等（以下、「当該業務」とする。）に週 20 時間以上従事し、かつ、5 年間引き続き当該業務に従事したとき。なお、災害、疾病、負傷、出産、育児、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、当該業務従事期間には算入しないが、引き続き従事しているものとして取り扱う。ただし、以下（i）～（iii）の場合は、次のとおり取り扱うものとする。

（i） 国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、県内の当該業務に従事した場合と同様に取り扱うものとする。

（ii） 過疎地域、離島及び中山間地域等において当該業務に従事した場合、又は中高年離職者（入学時に 45 歳以上の者であって、離職して 2 年以内のものをいう。）が当該業務に従事した場合にあっては、「5 年間」を「3 年間」と読み替えるもの

とする。

(iii) 従事先施設等の法人における人事異動等により、修学資金の貸付けを受けた者の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えないものとする。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(2) 保育補助者雇上費貸付事業

ア 貸付けを受けた保育所及び幼保連携型認定こども園等において、保育補助者が保育の補助業務に従事し、かつ、貸付けを受ける期間中に保育士資格を取得したとき又は当該貸付終了後1年の間に保育士資格を取得することが見込まれるときその他これに準ずるものとして会長が認めるとき。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

ア 保育料の一部の貸付けを受けた者が県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。ただし、従事する保育所等の法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入する。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(4) 就職準備金貸付事業

ア 就職準備金の貸付けを受けた者が県内で児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。ただし、従事する保育所等の法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入できる。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(返還)

第12条 本事業による貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から別に定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

(1) 貸付契約が解除されたとき。

(2) 保育士修学資金の貸付けを受けた者においては、養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録しなかったとき。

(3) 貸付けを受けた者又は保育補助者が県内において第11条第1号から第4号に規定する業務に従事しなかったとき。

- (4) 第 11 条第 1 号、第 3 号又は第 4 号に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。
- (5) 保育補助者雇上費の貸付けを受けた者が、貸付けを受けた施設又は事業所で第 11 条第 2 号に規定する業務に保育補助者を従事させる意思がなくなったとき。
- (6) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

(返還債務の履行猶予)

- 第 13 条 保育士修学資金貸付において、会長は、修学資金の貸付けを受けた者が、修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学している期間は、借受者の申請により、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。
- 2 会長は、本事業による貸付けを受けた者又は保育補助者が次のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金等の返還の債務の履行を猶予できる。
- (1) 第 11 条第 1 号から第 4 号に規定する業務に従事しているとき。
 - (2) 災害、疾病、負傷、出産、育児、その他やむを得ない事由により休暇又は退職となり、会長が猶予を認めたとき。
- 3 前項第 2 号における猶予は、第 11 条第 1 号から第 4 号に規定する業務に復職又は再就業するまでの期間を退職した日から原則 1 年間以内とし、期間が予測できない場合は猶予を認めないものとする。

(返還債務の裁量免除)

- 第 14 条 会長は、本事業による貸付けを受けた者が、次のいずれかに該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。
- (1) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた修学資金等を返還することができなくなったとき
返還の債務の額（既に返還した金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
 - (2) 長期間所在不明となっている場合等、修学資金等を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したとき
返還の債務の額の全部又は一部
 - (3) 県内において 2 年以上第 11 条第 1 号に規定する業務に従事したとき
返還の債務の額の一部
 - (4) 県内において 1 年以上第 11 条第 2 号から第 4 号に規定する業務に従事したとき
返還の債務の額の一部

(一時償還及び貸付けの停止及び解約)

- 第 15 条 会長は、本事業による貸付けを受けた者が次のいずれかに該当すると判断した場合には、いつでも貸付金の全部又は一部につき一時償還を請求し、又は貸付けを停止し若しくは貸付契約を解約することができる。
- (1) 貸付金の使途をみだりに変更し、又は他に流用したとき。
 - (2) 虚偽の申込み、その他不正な手段により貸付けを受けたとき。
 - (3) 報告及び届出を怠ったとき。
 - (4) 貸付金の償還を怠ったとき。
 - (5) 仮差押若しくは仮処分又は強制執行若しくは競売の申立てを受けたとき。

(6) 破産又は民事再生手続開始の申立てをし、又は申立てを受けたとき。

(報告及び届出義務)

第16条 本事業による貸付けを受けた者は、貸付けを受けている期間及び返還の猶予を受けている期間、その修学又はその業務の従事を証する書類を添えて会長に提出しなければならない。

2 本事業による貸付けを受けた者が、別に定める届出に該当する事項が生じたときには、速やかに会長に届け出なければならない。

3 第1条第1号、第3号及び第4号の貸付けを受けた者が死亡したときは、その親族又は連帯保証人はその事実を証する書類を添えて会長に届出しなければならない。

(延滞利子)

第17条 会長は、本事業による貸付けを受けた者が正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。ただし、延滞利子の確定金額が1,000円未満であるときは、これを請求しないものとする。

(管轄裁判所の合意)

第18条 社会福祉法人栃木県社会福祉協議会（以下「本会」という。）と本事業による貸付けを受けた者又は連帯保証人との間で調停又は訴訟の必要が生じた場合には、本会の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(財政措置)

第19条 本要領に基づく事業の実施に必要な費用は、栃木県が全額補助する。

(会計)

第20条 本事業に関する会計にあたっては、サービス区分を設け、経理するものとし、貸付金の運用によって生じた運用益及び返還金を当該区分に繰り入れるものとする。

(栃木県への報告)

第21条 会長は、会計年度当初に、貸付計画人数、貸付計画額、返還見込額等を記載した貸付事業計画書並びに貸付資金及び貸付事務に要する収支予算書を作成し、栃木県知事（以下「県知事」という。）に提出するものとする。

2 会長は、毎年度、当該年度における貸付件数、貸付額、返還額等の貸付事業決算書を会計年度終了後2か月以内に県知事に報告するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず必要に応じて県知事にその進捗を報告する。

(その他)

第22条 この要領に定めるもののほか、この事業の取扱いに関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成29年2月8日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

- 1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 1 この要領は、平成 29 年 10 月 1 日から適用する。
- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 1 この要領は、令和 5 年 1 月 1 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。改正後の規定は、この規程の適用の日以後に新たに締結する契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。
- 1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。